

議事要旨(2) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、板橋ディレクター及び谷専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

2014 年以後に IASB により公表された会計基準等のエンドースメント手続の進め方

- ある委員より、次の意見があった。
 - IFRS 第 9 号、第 15 号、第 16 号について、対応する日本基準の開発には相当の時間がかかると考えられ、事務局の提案どおり、エンドースメント手続については、日本基準の開発とは切り離し、先行して実施することに賛成である。

ある委員より、次の意見があった。

- 当面は事務局提案どおりエンドースメント手続の対象を「発効日基準」により区分することでよいと考えるが、IFRS の発効日は準備期間を考慮して設定されていると考えられ本来的には公表日を基準とすべきであると考えられるため、事務局提案の方針が当面のものか、今後も継続するものかを確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 委員からの意見を踏まえ、エンドースメント手続の対象を発効日基準により区分する場合でも、それが当面の取扱いであることが明らかになるように記載ぶりを再考することとする。

2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効される会計基準等（IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号等を除く）のエンドースメント手続

- ある委員より、次の意見があった。
 - 今回のエンドースメント手続対象に関して「修正又は削除」を行わないとする結論については異論はないが、これまで当委員会が IFRS の新規基準や基準改正に際し、内容に反対する旨の意見発信を行ってきた場合は、その内容を検討過程において留意すべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 詳細になり過ぎない範囲で、検討過程における記載を追加する方向で検討する。

以上